

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

秋田なまはげ農業協同組合

当組合では、平成 30 年 4 月より、特殊詐欺被害の未然防止のため、毎年 12 月末時点で一定の条件に該当するお客さまを対象に、翌年 4 月に J A 貯金口座でのお取引制限をさせていただいております。

このお取引制限につきまして、対象となるお客さまを下記のとおり毎年 1 回更新しておりますので、お知らせいたします。

本取組みは、特殊詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

過去 3 年以上、J A 貯金口座でのお取引がない満 70 歳以上の個人のお客さま

2 お取引制限について

上記 1 に該当するお客さまは、J A バンクキャッシュカードを利用した 1 日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を 0 円に制限させていただきます。

3 お取引制限の解除について

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまはお取引のある支店窓口までお申し出ください。

4 更新時期（新たにお取引制限の対象となるお客様への適用時期）

毎年 4 月中旬

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

秋田なまはげ農業協同組合

金融課

(018) 832-6626